

8. 医療施設機械補償保険

(医療施設内機械設備包括契約特約等付機械保険)



医療施設機械補償保険の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 施設内の機械設備・装置を一括補償
ほぼ全ての機械設備が補償の対象。手続きが簡単。
- 医療施設内の不測かつ突発的な事故による損害を補償
(火災事故は補償されません。)
- 修理費等の損害に対する保険金支払い

機械設備・装置の修理費のほか、事故によって支出を余儀なくされた各種費用に対して保険金をお支払いします。



医療施設機械補償保険の内容

保険金をお支払いする場合

医療施設内の稼働可能な状態にある機械設備・装置に次のような不測かつ突発的な事故(火災等を除く)により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- 従業員や第三者の運転、取扱上のミス、過失による事故
- 設計、製造または材質の欠陥による事故
- 保守点検不良による事故
- ショート、アーク、スパーク、過電流等の電気的事故
- 回転機械の飛散、破壊事故
- 凍結事故
- 他物の衝突、落下事故
- 落雷事故
- 爆発、破裂(火災による爆発・破裂を含む)

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます)
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをい)、落石を除きます)
- 核燃料物質、放射能汚染等による損害
- 火災による損害
- 置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領による損害
- 腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
- 自然の消耗または劣化(保険の対象の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます)が進行した結果、その部分に生じた損害
- 保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害
- サイバー攻撃に起因する損害
- テロによって生じた損害(ただし、保険金額が10億円以上の場合のみ)

事故
想定例

- MRIに入っていた患者が動いたことにより患者の頭を入れるヘッドコイルが損傷し、修理が必要になった。
- 台車を使用中、心電計に接触し、心電計が破損してしまった。

保険の対象

保険の対象となる主な機械設備・装置

治療用機器・歯科治療機器	●手術台 ●麻酔器 ●レーザーメス ●人工呼吸器 ●消毒器 ●歯科用ユニット 等
生体現象測定記録・監視用機器	●ベッドサイドモニタ ●集中監視装置 ●分娩監視装置 ●心電計・血圧計 等
空調・電気・給排水・衛生・消火設備	●温風暖房機 ●パッケージ型エアコン ●変圧器 ●ユニットクーラ ●非常用発電設備 ●給水・給湯設備 ●排水設備 ●消火設備 等
診断用機器	●X線診断装置 ●X線CT装置 ●MRI ●電子内視鏡 ●ファイバースコープ 等
厨房機械設備	●炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備 ●食器洗浄消毒設備 ●冷蔵庫・冷凍庫 ●湯沸かし器 等
情報処理装置・事務用機器	●パソコン ●コピー機 ●モデム・ルーター 等

ボイラ、ディーゼル発電機、ガスエンジン発電機については、加入依頼書にこれらを含める旨を記載し、その分の保険金額を加算していただくことにより保険の対象に含めることができます。詳細につきましては、別冊「補償の概要等」をご確認ください。

保険の対象とならない主な機械設備・装置

- 医療機器の体内挿入部位 ● 歯科用診療台ユニットのホース ● X線管 ● 器具類(鉗子・メス・聴診器・注射器等)
- 可搬式、移動式の情報処理装置・事務用機器 ● マイクロモータ、エアモータ、エアタービン等の切削装置
- バキューム装置付属のモータ ● 基礎(アンカーボルトを含みます。)
- 炉壁(ボイラを保険の対象とする場合、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。)
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ ● コンクリート製・陶磁器製* ● ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- * 磚子・磚管は保険の対象に含まれます。
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類 ● 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠 ● ガスタービン装置 ● 蒸気タービン装置

ただし、以下については保険の対象に含まれません。

■エレベータのワイヤロープ ■立体駐車場装置のチェーン ■生体現象測定記録・監視用機器、診断用機器、検体検査用機器、治療用機器、歯科治療機器、情報処理装置、事務用機器、集中制御装置、通信機または電子計算機の管球類(X線管を除きます。)

■光学機器のレンズ、プリズム・反射鏡・スクリーンガラス ■変圧器または開閉装置内の絶縁油 ■水銀整流器内の水銀

*予備用の部品は加入依頼書に記載されていないときは、保険の対象から除いてお引受けいたしますが、お申込みがあれば保険の対象とすることができます。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

●損害保険金（*1）



(*1) 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(*2) 修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額（新調達価額から使用による減価額を差し引いた額）が限度となります。

修理費：新品品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等 ただし、以下は修理費に含まれません。

- (1) 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
- (2) 仮修理費（本修理の一部をなす部分は除きます）
- (3) 損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
- (4) 模様替えまたは改良による増加費用
- (5) 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用

損害防止費用：損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用

保険対象外物件の復旧費用：保険の対象外の機械設備・装置の修理のために、取りこわした保険の対象以外のものなどの修復費用。ただし、1回の事故につき、300万円を限度といたします。

残存物価額：修理に伴って残存物がある場合のその価額

●残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の10%の範囲内でお支払いします。

●安定化処置費用保険金

保険金を支払うべき事故により罹災し、保険の対象である機械設備・装置のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、引受保険会社が指定した会社にて安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用を1回の事故につき5000万円を限度にお支払いします。

保険金額（ご契約金額）の設定

本保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額（新調達価額）で設定していただきます。保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によってお支払いする保険金が削減されますので、保険金額が新調達価額に不足しないようにご加入ください。

新調達価額



機械本体の価額



機械を稼働可能な状態に設置するための費用
(組立・据付費、運賃、試運転・調整費および関税等)

保険金額（ご契約金額）の目安（ご参考）

<病院・診療所—入院設備あり>

病床数 (床)	9以下	20以下	40以下	80以下	160以下	300以下	600以下	1000以下
保険金額	1億2,100万円	2億3,000万円	3億6,800万円	8億2,500万円	16億4,500万円	29億4,800万円	54億6,900万円	85億2,100万円

<病院・診療所—入院設備なし>

延床面積 (m ²)	100以下	200以下	300以下	400以下	500以下	600以下	700以下	800以下	900以下	1000以下
保険金額	6,000万円	8,000万円	9,800万円	1億1,600万円	1億3,200万円	1億4,900万円	1億6,600万円	1億8,200万円	1億9,700万円	2億1,400万円

●上表中の保険金額（新調達価額）には、ボイラ、ディーゼル発電機、ガスエンジン発電機の価額は含まれておりません。これらを本プランの対象とされる場合は、その価額を加算する必要があります。

●リース物件を保険の対象から除く場合は、上記金額からそのリース物件の新調達価額を差し引いた額が保険金額の目安となります。

●リース物件を保険の対象に含める場合には、リース業者を被保険者に追加していただく必要があります（この場合、加入依頼書にリース業者を追加する旨を記載願います）。

年間保険料

<年間保険料> 保険金額（新調達価額） 1千円当たり 2.35円

(計算例)

●病床数150床の総合病院 ・ご契約金額（保険金額）15億円 損害率による割増引なし。

年間保険料 15億円（保険金額）× 2.35 / 1,000円 = 3,525,000円

保険料は10円単位です。端数が生じた場合は1円位を四捨五入し10円単位としてください。

保険料割増引

●更新契約においては、過去の損害発生状況により割増引を適用する場合があります。

ご加入方法について

病院総合補償制度ご加入方法

(現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT除く)

ご加入申込の締切 (締切日必着)

本制度は保険契約期間が2025年2月1日午後4時から2026年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。

※保険契約期間の途中でご加入される場合の補償期間、締切等は下表の通りとなります。

	申込みの締切	保険始期日	保険満期日	保険料の支払期日
新規・更新	2024年 12月6日 (金)	2025年2月1日 午後4時	2026年2月1日 午後4時	取扱代理店または 引受保険会社にご確認ください
中途加入	各月10日 (10日が土・日・祝日の場合は 前営業日となります)	申込締切日の 翌月1日		

■ 締切日までに必ず手続きください。手続きは加入依頼書の受付および保険料の入金の確認をもって完了します。手続きが締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意ください。

■ 病院(診療所)賠償責任保険(産業医等活動保険オプション付帯)で口座振替の場合の引去日は、2025年2月12日(水)となります。分割払の場合、以降毎月12日(土日祝日の場合はその翌営業日)

■ 2025年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なりますので取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

加入方法

■ それぞれ専用の加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。

■ 保険料は、下記団体口座までお振込ください。締切に間に合わなかった場合は、ご加入が遅れることとなりますのでご注意ください。

団体取りまとめ窓口(加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17東洋ビル11階 一般社団法人 全日病厚生会

振込先(団体口座)

〈ご注意〉振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町(ジンボウチョウ)支店

普通 0660161

(口座名義)全日病厚生会(ゼンニチビョウコウセイカイ)

更新時お振込の際には加入依頼書記載の営業店・代理店コードを必ず入力してください。



現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT ご加入方法

現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTは他の商品ラインナップとは異なる加入方法となります。詳しくは、別途専用パンフレットをご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<お問い合わせ先>

取扱幹事代理店

株式会社 全日病福祉センター

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-4-17

東洋ビル11階

TEL: 03-5283-8066

FAX: 03-5283-8077

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)